

次期千葉県子どもの貧困対策推進計画の策定について

1 概要

千葉県子どもの貧困対策推進計画については、平成27年に策定し、本年度末で計画期間の満了を迎えることから、現在、次期計画の策定作業を進めている。

2 国の動き

- 令和元年6月 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正
- 令和元年度中 子供の貧困対策に関する大綱の見直し（予定）

子どもの貧困対策の推進に関する法律 改正概要

令和元年6月19日公布
公布後3月以内に政令で定める日から施行

主な改正内容

1. 目的・基本理念の充実

- (1) 目的規定に、主に以下の事項を明記する。
 - ① 子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること
 - ② 貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神に則り推進すること
- (2) 基本理念に、以下の事項を明記する。
 - ① 子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること
 - ② 各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること
 - ③ 貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること

2. 大綱の記載事項の拡充等

- (1) 大綱記載事項として、「一人親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」とともに、検証評価等の施策の推進体制を明記する。
- (2) 子どもの貧困対策会議が大綱案の作成及び変更の際に、関係者の意見反映のための措置を講ずる旨を規定する。

3. 市町村による貧困対策計画の策定

市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す。（都道府県・政令市については、既に措置済み）

4. 具体的施策の趣旨の明確化等

- 教育支援：教育の機会均等が図られるべき趣旨を明確化
- 生活支援：子どもへの直接的な支援以外の支援も含む旨を強調
- 就労支援：就労後の職業生活も支援対象となる旨を明確化
- 調査研究：指標に関する研究を行う旨を明確化

5. 検討規定

本法施行後5年を目途に見直す検討条項を規定する。

3 次期計画の策定に係るスケジュール

- 令和元年8月まで 学識経験者や現場で支援に取り組む方々に対し、課題や施策の方向性等について意見を聴取。
- 令和元年9月 子どもの生活実態調査の実施。
- ～令和2年3月 （県内10市町村程度と連携の上、小中学生約2万人及びその保護者を対象に、子どもの生活に関する調査を実施）
学識経験者や現場で支援に取り組む方々に対し、計画案について意見を聴取。
- 令和2年4月～ 市町村に対する意見照会、パブリックコメントの実施。
次期計画の決定・公表。